

2008年7月7日

同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会御中

崇仁まちづくり推進委員会
会 長 奥 田 正 治

検討項目１「自立促進援助金制度の見直し」についての意見書

標記検討項目について、以下のように意見がまとまりましたので、貴委員会に対し提出いたします。

１．いわゆる「同和奨学金」の目的について

今日まで名称の変更があるもののいわゆる「同和奨学金」は、京都市から提出された各資料にも明記されているように、私たち同和地区の子ども達が、差別のある社会にあって、差別に負けず、自らの能力を開花させ、市民と同程度の学力と進学を達成し、その結果として、社会のさまざまな分野の職業に就き、社会的貢献を果たす人材育成を目的としたものです。しかも、この奨学金制度は、長い年月をかけて、私たちが京都市に強く要望して実現されたものでもあります。

その意味で、「同和奨学金」は、単なる貧困対策ではなく、同和地区の子ども達の社会的進出の基礎となる教育水準を向上させ、部落問題の解決に寄与する人材育成を支援することを目的とした奨学金ですので、家庭における経済的な側面だけでなく、社会的・文化的な諸側面においても、部落差別という共通した制約を受ける人間であることを重視し、育英奨学金の支給基準を上回る家庭があったとしても、長年所得制限などを設けず、給付されてきました。また、他の奨学金では、周知のように、成績条項があることによって、私たちの子ども達がそれを理由として、支給されない学力状況であったことも考慮し、成績条項などの制約を設けずに運用されてきました。

歴史的にみれば、京都市の「同和奨学金」は、国庫補助制度がない時期から単費で実施し、むしろ京都市の負担を軽減するために、私たち住民と京都市などの地方自治体が国に強く働きかけた結果、国庫補助金制度を誕生させてきたものです。国庫補助制度の対象が給付制から貸与制に制度変更があった際にも、これらの歴史的経緯と「同和奨学金」の目的からして、同和地区の子ども達の学力や進路達成のうえで課題がなおも現存している実態を踏まえ、この課題を解決する必要性から、自立促進援助金制度を併設することになったものです。従って、貸与制奨学金と自立促進援助金は、制度上は別のものであっても、実体上は表裏一体をなすものであって、その旨を京都市から説明を受け、地域もそれを知ったうえで、貸与制度を活用してきました。

２．「同和奨学金（自立促進援助金も含む）」の必要性について

財政上の特別措置や補助制度を国が廃止したとしても、地方自治体が直ちに奨学制度などの同和対策事業を廃止するか否かの政策の妥当性は、「同和奨学金」の目的がどの程度実現されたかどうかを検証されたうえで、その継続・変更等が決定されなければならないと考えます。その点で、私たち同和地区の子ども達の学力や進学実態を精査することが必要となります。他府県では、これらの実態から、貸与制奨学金に変更後も自立促進援助金制度ではなく、国の減免制度を参考にして、奨学金の返還免除や返還猶予を行って、概ね実質給付としているところもあります。

高校進学率が市民レベルと同程度に達したことをもって、私たちの子ども達には教育的格差はないという意見もありますが、それは同和地区の子ども達の教育実態の一面をとらえたものにすぎません。崇仁地区に生活する私たちにとって、すでに前回の意見書で示したように、私たち子どもを有する世帯の生活実態は、なおも厳しい状態に置かれています。

同和地区の子ども達の学力・進学実態については、資料を三点（志水宏吉「2001年東大グループ学力調査からみえてきたもの」/『部落解放研究』2002年第148号、鍋島祥郎「誰が落ちこぼされるのか - 学力格差がもたらす排除と差別 - 」/荻谷剛彦 志水宏吉編『学力の社会学』2004年 岩波書店、竹口等「『同和』地区児童・生徒の学力実態とその学力規定要因研究が問いかけるもの - 2002年同和対策事業の廃止と学校改革を目前にして - 」/京都文教大学『人間学部研究報告』第2集 1999年）添付します。これらの資料によれば、同和地区の子ども達の教育実態は、概ね次のような特徴を持っています。

第1は、同和地区の子ども達の学力が依然として厳しい低学力実態であるという点です。その詳しい内容は、資料に詳述されていますので省略しますが、小学校入学時には高かった学力が学年進行と共に低下していく実態が見られます。今日、市民の生活格差を背景とした学力格差が問題視されていますが、同和地区の子ども達の低学力実態が一層すすみ、その格差が拡大しているという極めて憂慮すべき現象となっているという指摘です。

第2は、そのような学力を規定する要因についてです。一般的に子ども達の学力や進学達成は、親の階層的要因が強く影響することは教育研究者・教職員の間では社会的に認知されています。親の階層的要因としては、親の収入はもちろんのこと、親の学歴や親の就労上の地位などがあげられていますが、それらがいわゆる文化的資本として作用し、子どもの学力に影響をもつとされています。同和地区を見た場合、京都市を始め他都市の教育実態調査などからも明らかなように、同和地区の親たちの階層の実態は、なおも厳しい上、先のような歴史的経緯の中で、地域的・家庭的・文化的資本が有効に機能せず、市民一般における階層的要因だけでなくいわゆる身分的要因が重なって、より否定的影響を及ぼしているという指摘です。

第3は、市民との比較で教育実態を歴史的に顧みれば、10年20年遅れて市民レベルに到達してきたという点です。かつて市民の児童・生徒がほぼ全員義務教育段階を終えて

いた時、同和地区には多くの長欠児童・生徒がいて、義務教育段階すら終了できない状態がありました。これが終戦前に生まれた祖父母世代の教育実態でした。戦後、昭和 20～30 年代に生まれた同和地区生(現在、高校生～大学生の親の世代)が、義務教育段階を終えるようになった時には、市民の 4 人に 3 人は高校に進学していました。この時同和地区生は、4 人に 1 人しか高校に進学できませんでした。その後、同和問題の解決を求める国民運動の高まり等で実現した同和教育や同和対策事業によって、昭和 30 年代以降に生まれた同和地区生(現在、小学校～高校生の親世代)は、高校進学率では市民レベルまで近づきましたが、中退率は高く、大学進学を前提とした学校やコースに入学できる子どもが少ない現状が続いています。同和地区生の大学進学率は、市民のほぼ $1/2 \sim 2/3$ で、それは市民の 20 年前の大学進学率と同程度です。これらが、親や子を取り囲む「地区」という地域・血縁集団において、教育ストック基盤や文化資本形成を脆弱にさせ、結果的に地区の子ども達の教育環境になお否定的な影響を与えていることです。

このような厳しい現状のなかで、地区の子ども達の高校進学率が高まったのは、高校増設による定員拡大と共に同和奨学金による私学進学が可能となった結果とも指摘されています。

私たち崇仁地区の子どもたちが直面している学力実態や教育環境の厳しさは、崇仁小学校ならびに下京中学校の教員からヒアリングを受けていただくだけで、理解していただくと確信しています。

また、平成 18 年 8 月 30 日付 雑誌『別冊ブブカ』は、崇仁地区等に対する差別記事を掲載しました。その記事と私たちの抗議についても資料を添付しましたので、ご覧下さい。それだけでなく、今日におけるインターネット「2 チャンネル」に書き込まれる若者の差別記事は拡大していることは各委員の皆さまも承知されていることだと思いますが、子ども達の生活と進路に厳しい制約ともなっております。

このような現状にあって、同和地区の子ども達の教育実態を継続して改善する必要から、国の制度が貸与制に変更され、さらには地対財特法失効後、国庫補助金制度が廃止された後も、京都市が制度上の改正を行いつつも、これら政策を継続してきたことを、私たちは評価しています。その一方で、京都市がこれら「同和奨学金（自立促進援助金も含む）」制度の必要性和その合理的根拠について、同和地区の子ども達の厳しい教育実態を踏まえた上で、市民に対し明確に説明し、その社会的合意を得られる論議を公開で行ってこなかったことも事実です。京都市による説明責任の不十分さが、「同和奨学金（自立促進援助金も含む）」の制定経過や趣旨を理解しないで「特別扱い」という事柄のみの批判を醸成させてきたと考えています。

「まちづくりは人づくり」というスローガンを掲げて地元でまちづくりを進める私たちは、子ども達への教育環境への支援はなおも必要であるとして、2001 年には崇仁地区から 3350 名もの署名を京都市に提出しましたが、同和奨学金が廃止になった今日なおも支援の

継続を強く要望しているところです。

３．自立促進援助金について

以上のことから、貴委員会の検討項目１につきましては、「自立促進援助金要綱」が平成 16 年 3 月に改正され「支給判定基準」が設定されたわけですが、この制度改定を前提に奨学金の貸与を受けた者（平成 17 年度以降の奨学金貸与者）にのみ限定し、この「支給判定基準」を適用することを要望します。「同和（貸与）奨学金」と「自立促進援助金」は、制度上は別のものであっても、実体上は表裏一体である旨の説明を京都市から受け、地域もそれを了解したうえで、貸与制度を活用してきました。旧要綱を前提として奨学金の貸与を受けていた者で、平成 16 年 3 月以降に返還を開始する者は、旧要綱基準を適用すべきであると考えます。これらの就学生は自立促進援助金を前提として、奨学金の貸与を受けたわけで、地域住民からすれば、京都市とのいわば契約として成立した者であって、その不履行の責任は京都市側にあります。各委員がこの奨学金を利用したとの前提で考えていただくことを望みます。

本来的に「同和奨学金」は、進学達成を促進し、その結果多様な社会的分野の職業に従事する機会を拡大することを目的とした制度であることからすれば、かつて日本育英会の貸与奨学金が教育職に就けば返還免除となったように、例えば常雇用として安定した職業に就けば、税負担等でも社会還元できるわけであって、いわば奨学金の目的が達成され、社会的に有効な作用をもたらせたわけですから、返還免除を原則とすべきであると考えます。従って、支給判定基準の見直しについても、これらの点を考慮された上で、ご検討いただくよう、強く要望いたします。

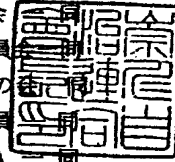
2005年12月

東京都豊島区高田3-7-11

株式会社コアマガジン

代表取締役社長 中澤慎一様

崇仁自治連合会
崇仁まちづくり推進委員
NPO 崇仁まちづくりの
崇仁小学校教職員
皆山中学校PTA
皆山中学校教職員一同



抗議と要請

貴社が本年10月16日に発売した雑誌『BUBKA』12月号に掲載した「被差別部落の今を完全レポート」と題する記事に対して、私たちは断固とした抗議を行うものである。

この記事は、私たち地元崇仁地区だけでなく京都市内の被差別部落並びに「ウトロ地区」を、興味本位に取り上げ、偏見をあおり差別を拡大助長再生産するものであり断じて許すことはできない。

この雑誌に取り上げられた記事や写真は事実と言い難いものが多く含まれており、しかもそれを面白おかしく記事にして、差別をもて遊び、低俗な好奇心を読者に煽る点で、社会的責任は重大である。

とりわけ、差別が今日なお現存する社会にあって、未来に向かい真剣に生きようと努力している子どもたちの写真を掲載することに対して、地元関係者は憤激するものである。

既に貴社から崇仁小学校内のPTA並びに小学校教職員に対し回答が寄せられているが、その内容は不誠実極まりなく、到底容認できるものではない。

謝罪広告を大手新聞に出すことについては「別冊『BUBKA』の読者に向けて出す」とし、また「当該記事について『部落解放同盟』と継続的な話し合いを続けており、それらの結論が出てから調整させていただけたら」とあるが、当該地元の要請を無視するものであり、容認できない。

貴社の謝罪文の内容をはじめその社会的責任について、私たち地元との話し合いをすることなく、一方的に事態の収拾を図ろうとしていることに対しても、強く抗議するものである。

これらの点について、何月何日までに回答されることを要請するものである。